

大切な心がけ

こうした医療費の増加は、国保税の引き上げにつながります。国保税を上げないためにも、皆さん一人ひとりが日ごろから健康に気をつけて、医療費を大切に使うように心がけましょう。

- 受診のときは保険証を忘れずに
- 薬をむやみに欲しがらない
- 病院めぐりはしない
- 家庭医をもつ
- 医師を信頼する
- 異常の具合をよく説明する
- 診療時間内に受診する
- ジェネリック医薬品の購入に切り替える

国民健康保険高齢者の医療について

高齢受給者証の更新について

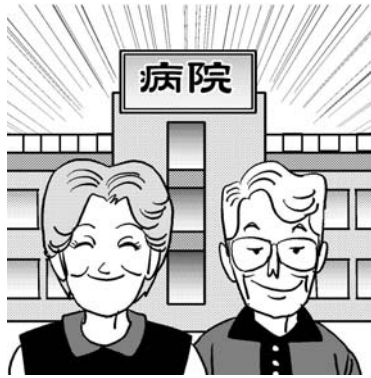
自己負担割合の見直しにより、国保加入者のうち、70歳以上の人がお持ちの「高齢受給者証」は8月1日から更新されます。(老人医療受給者は除く。)新しい受給者証をお送りしていただきますので、医療機関で受診される際には、必ず窓

口で保険証とともに提示してください。

※平成20年4月に制度改正が予定されているため、高齢受給者証の更新を20年4月に行う予定です。

入院時の減額制度について

世帯の国保加入者と世帯主が住民税非課税の場合、申請により入院時の医療費や食事が軽減されます。申請に必要なもの：保険証、高齢受給者証、印かん



老人医療について

一部の人の受給者証が変わります

自己負担割合の見直しにより、8月1日から一部の人の老人医療受給者証が変更され

ます。

自己負担割合が変わった人には新しい受給者証をお送りしています。医療機関で受診される際には、必ず窓口で保険証と一緒に提示してください。なお、今お持ちの受給者証は、市民課国保医療担当にお返しください。

また、変更がない人にはお送りしていませんので、今お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。

75歳になったとき

75歳になった人は、誕生月の翌月(1日生まれの人はその月)から老人保健で医療を受けることとなります。対象の人には申請の案内を送付しますので、申請手続きをお願いいたします。

入院時の減額制度について

住民税非課税世帯の人は、申請により入院時の医療費や食事が軽減されます。申請に必要なもの：保険証、老人医療受給者証、印かん

問合せは

市民課

☎213030まで

平成20年4月から

後期高齢者医療制度がはじまります!

平成20年4月から、後期高齢者を対象とした新たな公的医療保険制度「後期高齢者医療制度」が始まります。運営は、県内のすべての市町村で構成する「岡山県後期高齢者医療広域連合」が保険者となっており、現在、この新しい制度の開始に向けて諸準備が進められています。

対象となる人

75歳以上の人と65歳以上75歳未満で寝たきり等の一定の障害があると認定を受けた人 ※健康保険組合などの被扶養者だった人も対象です。

保険証

「後期高齢者医療制度」独自の新しい保険証が1人に1枚交付されます。

給付

病院などの医療機関で治療を受けたとき・窓口で支払う費用(自己負担)は、原則1割負担ですが、現役並み所得者は3割負担となり、老人保健と変わリません。

入院生活療養費や訪問看護療養費などさまざまな給付も同様に受けられます。

保険料

保険料は全員が納めます。

原則として年金から天引きされます。また、これまで保険料負担のなかった健康保険組合などの被扶養者だった人も保険料を納めます。

※平成19年内には保険料率が決まる予定です。

広域連合の役割と市町村の役割

○広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する保険者で、保険料の決定や医療を受けたときの給付などを行います。

○市町村は、保険料の徴収、申請や届け出の受付、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行います

問合せは

岡山県後期高齢者医療広域連合

☎086(245)0090

市民課

☎213030まで